

アゼルバイジャン共和国の国際私法立法

——「国際私法に関する法律」及び「家族法典」中の国際私法規定——

笠原俊宏

一 前 書

アゼルバイジャン・ソビエト社会主義共和国は、ソビエト連邦の崩壊後、一九九一年八月三〇日、アゼルバイジャン共和国として独立した。その後、同共和国の独自の法体系の整備が図られており、ここに訳出した同共和国の国際私法関連立法もその一部を成すものである。伝統的に、ソビエト連邦構成国においては、その民法典中に国際私法関連規定のための一箇章が設けられて、そこに、総則、人事、物権、債権、相続に関する国際私法規定が置かれ、さらに、家族法典中にも同様に国際私法関連規定のための一箇章が設けられて、そこに、相続に関する規定を除く国際家族法規定が置かれるというのが、一般的な立法の形式である。周知のように、ソビエト連

邦の崩壊後も、旧構成国の多くがロシア連邦を中心として独立国家共同体として結束し、立法の面においても、共通のモデル法に倣って立法化を進めることによって法制度の統一を図っており、それにより、实际的に、旧体制時代の連帯を維持することが目論まれている。その結果、独立国家共同体加盟諸国の国際私法立法は、すでに新たな民法典及び家族法典が立法化されているものに限って見ても、現在もなお、民法典と家族法典とに二分されて規定されていることが看取される。例えば、ロシア連邦（拙稿「ロシア国際私法の改正とその特質について」比較法三五号一三九頁以下、拙稿「ロシア連邦民法典第三部中の国際私法規定について」東洋法学四六巻一号六九頁以下）、カザフスタン（拙稿「中央アジア諸国の国際私法立法に関する研究ノート——カザフスタン及びウズベキスタンを中心として——」東洋法学四五巻一号七九頁以下、拙稿「カザフスタンの新しい国際私法」東洋法学四六巻二号九七頁以下）、アルメニア（Bergmann/Ferid/Henrich, Internationales Ehe- und Kindschaftsrecht, Armenien, Stand: 15.12.2002.）等が挙げられる。その点については、ソビエト連邦の影響が強かったモンゴル（拙稿「モンゴル民法典中の国際私法規定（二〇〇二年）」東洋法学四八巻一号六九頁以下）、及び、ベトナム（拙稿「ベトナム国際家族法立法に関する研究ノート」東洋法学四七巻一号一四一頁以下）においても同様である。それに対して、グルジアは、アゼルバイジャンと同様な「国際私法規則のための法律」（一九九八年五月二〇日）を有してゐる（Bergmann/Ferid/Henrich, a. a. O., Georgien, Stand: 31.1.2000.）。

しかし、その一方、形式の面において、伝統的なそれに追隨しない立法も出現している。例えば、二〇〇五年のウクライナ共和国国際私法典がそれである。同法典は六〇箇条余りに亘る単独の国際私法立法であるが、その

内容は、国際私法総則、国際財産法、国際家族法に関する規定を包括している (*Das Staudesamt* 2006, S. 116ff.)。そして、ここに訳出したアゼルバイジャン共和国の国際私法立法も二分されている点において、伝統的な二分形式に従っているということができるが、民法典中に規定されるべき諸規定は、二〇〇〇年六月六日、独立した「国際私法に関する法律」として制定されている。尚、諸規定の配列、及び、そこにおいて採用されている立場は、前記モデル法に做ったものが圧倒的に多いことが看取される。その意味において、アゼルバイジャン共和国国際私法は、未だに独立国家共同体のそれとして止まっているということが出来る。

一方、家族法典については、家族法典の改正ないしその新たな立法化が未だ実現されていない独立国家共同体構成諸国が少なくない中であって、アゼルバイジャン共和国においては、「国際私法に関する法律」の施行に少し先立ち、一九九五年の憲法第一七条及び第三四条によって保障された家族、子及び女性の権利の保護、並びに、国家レベルにおける両性の平等を実現した新しい家族法典が施行されている (*Makhabbat Damirchieva, Family law in the Republic of Azerbaijan, International survey of family law*, 2005 ed, p.69 et seq.)。そして、その第七章「外国人及び無国籍者との家族的法律関係への家族法の適用」(第一四六条ないし第一五五条)が国際私法に関する諸規定である (*Gultekin Acar/Moritz Lorenz, Das Ehe- und Kindschaftsrecht der Republik Aserbaidschan in der deutschen Gerichtspraxis, Praxis des Internationalen Privat- und Verfahrensrechts* (以下、*IPPrax* とし) 引用) 2003, S.372ff.; *Damirchieva, op. cit.*, p.86 et seq.)。その内容は一九九五年二月八日のロシア連邦家族法典(拙稿・前掲比較法三五号一四八頁以下、一六〇頁以下)と極めて類似するものであり、アゼルバイジャン共和国家族法典

としての独自性は稀薄なようである。

尚、「国際私法に関する法律」と「家族法典」との適用関係についていえば、家族法典第一五六条及び第一五七条は総則規定であるが、外国家族法上の規定の適用に関する前者が「国際私法に関する法律」第二条と重複する内容を有するのに対して、内国法秩序に反する外国法の適用の排除に関する後者のような規定に相応する規定は右法律中には置かれていない。従って、一部の規定の重複を考慮すれば、両者は、それぞれ完結した別個独立の法律であると考えられるべきであるが、やはり、家族法典が適用になる場合であっても、「国際私法に関する法律」の総則規定は適用される余地があるものと考えるのが妥当であろう。

二 邦 訳

次に掲げる資料一及び二は、それぞれ、アゼルバイジャン共和国における二〇〇〇年六月六日成立の「国際私法に関する法律」(二〇〇〇年一月二七日発効)、及び、二〇〇〇年六月一日発効の家族法典中の国際私法規定の訳語である。それらの訳出に際しては、出典として、前者については、*IPRax* 2003, S.386ff. 所載の独語訳、また、後者については、*Bergmann/Ferid/Henrich, a. a. O., Aserbaidschan, Stand: 30.9.2003.* 所載の独語訳に依拠した。

アゼルバイジャン共和国国際私法に関する法律

(二〇〇〇年六月六日成立、二〇〇〇年一月二七日発効)

第一章 総 則

第一条 法律の適用範囲及び準拠法の決定

- 一 本法は、涉外的関連性を有する民事的法律関係へ適用されるべきである法規を含む。
- 二 涉外的関連性を有する民事的法律関係の準拠法は、本法の規定による他、他の然るべき法律、アゼルバイジャン共和国によって締結された国際法上の条約によるか、国際的慣習法又は当事者の合意によって決定される。
- 三 準拠法の決定のための当事者の合意は、明白に行われるか、又は、契約上の約款若しくは法律行為の全体的状況から直接的に発現しなければならない。
- 四 外国法の適用は、一般的にのみ制限されることができる。
- 五 本法の裁判所による準拠法の決定のための規定は、他の然るべき管轄権を有する国家機関のためにも適用される。

第二条 外国法規の内容の確定

一 外国法の適用に際し、裁判所は、法規の内容の確定のため、当該国家におけるその公式な解釈及び適用の実務に従い、全ての措置を執らなければならない。

二 第一項に従って執られた措置がいかなる結果にも到達しないか、又は、それが非常に高額な経費を必要とし、かつ、訴訟における関係当事者が、その者が援用する法規の内容を証明するいかなる原文も提出することができないときは、アゼルバイジャン共和国法が適用される。

第三条 反致及び第三国法への送致

一 本条において別段に定められていない限り、外国法へのいずれの指定も、本法に従い、当該国家の実質法の適用へ導く。

二 本法第九条及び第一〇条に挙げられた種類の法律関係への外国法の適用の際、並びに、相続法上の法律関係の際には、アゼルバイジャン共和国法への反致又は第三国法への送致が行われる。

第四条 外国法の適用の制限

アゼルバイジャン共和国の憲法又は国民投票によって認められた他の法的文書に反する外国法規は、アゼルバイジャン共和国において適用されないものとする。

第五条 強行法規の適用

一 本法の規定による準拠法に拘わらず、アゼルバイジャン共和国法上の強行規定が然るべき法律関係へ適用さ

れるものとする。

二 いずれかの国家の法の適用が、事件の状況との密接な関係を呈示する第三国の強行法規の適用へ導くときは、契約上の選択された法の援用がなくて可能である限り、当該法規は先位を与えられることができる。当該法規の先位の許容に関する決定に際しては、その本質及び法規の目的、並びに、適用の結果が考慮されるものとする。

第六条 多数法国の場合の準拠法

多数の法秩序が存在する国家の法が適用されるべきとき、いずれの法秩序が適用されるべきかは、当該国家の法に従って調整される。かような規定がないときは、裁判すべき事件との最も密接な関係を呈示する法秩序が適用されるものとする。

第七条 報復、特別制限

アゼルバイジャン共和国の管轄権を有する官庁は、アゼルバイジャン共和国の市民又は法人に対する報復措置を命令した国家の市民及び法人についての報復措置として、類似の制限を実施することができる。

第八条 法律回避の禁止

準拠法の確定のための本法の規定は、他の法の適用へ向けられる当事者の合意又は他の行為によって回避されるはならない。その場合には、本法の規定に従い、準拠法が決定される。

第二章 人

第九条 自然人の属人法

一 属人法は自然人が帰属する国家の法とする。人が多数の国籍を有するとき、属人法はその者が最も密接な関係を呈示する国家の法とする。

二 無国籍者の属人法は、その者がその平常の居所を有する国家の法とする。

三 避難民の属人法は、その者が収容を受けた国家の法とする。

第一〇条 自然人の権利能力及び行為能力

一 自然人の権利能力及び行為能力は、その属人法に従って規律される。

二 法律行為及び不法行為に関する自然人の行為能力は、法律行為が締結されたか、又は、不法行為が行われた国家の法に従って規律される。

三 自然人の行為無能力についての宣告は、それに従事させられた裁判所がその本拠を有する国家の法に従って規律される。

第一一条 人の失踪宣告又は死亡宣告

人の失踪宣告又は死亡宣告は、それに従事させられた裁判所が帰属する国家の法に従って規律される。

第十二条 法人の属人法

法人の属人法は、それが設立された国家の法とする。

第一三条 法人の権利能力

- 一 法人の権利能力は、属人法に従って規律される。それは法人の代表者及び支店についても適用される。
- 二 外国法人は、法人、その代表者又は支店によって締結された法律行為であつて、それが締結された国家の法によれば禁止されているものによつて発生しているその権利の制限に対抗することができない。

第一四條 氏、名称

- 一 自然人の氏、その使用及び擁護は、属人法に従って規律される。
- 二 法人、その支店及び代表者の名称、並びに、名称の保護は、法人の属人法に従って規律される。

第一五條 内国の権利の先位

外国法人、外国国民及び無国籍者は、アゼルバイジャン共和国の法人及び国民と同様に、権利能力及び行為能力を有する。報復措置の範囲においては、本規定からの除外が許されることができる。

第一六條 渉外的関連性を有する民事的法律関係への国家の関与

- 一 渉外的関連性を有する民事的法律関係であつて、国家が関与しているものに対しては、法律上明確な例外的場合が存在しない限り、本法の規定が適用されるものとする。
- 二 国家による法律行為の着手に対しては、法律行為が主権の権能の行使において行われないう限り、本法の規定が適用されるものとする。

三 国家によって行われた法律行為の性質は、法律行為の法的性質及び原因に従って規律される。

第三章 法律行為

第一七条 法律行為の方式

一 法律行為の方式は、それが行われる地の法に従って規律される。外国においてアゼルバイジャン共和国法に従って行われる法律行為は、それが締結された国家の方式規定の違反に基づいて無効とされることができ。

二 異なる国家に滞在する当事者の間に締結される法律行為は、それがいずれか一方の国家の規定に一致するときは有効とする。

三 不動産に対する所有権又は不動産に対する用益権に関連する法律行為の方式は、不動産が所在する国家の強行規定が、法律行為がいずれの地において行われるか、又、それがいずれの法に服するかに拘わらず適用されなければならない限り、当該規定に従って規律される。

第一八条 代理権

代理権の方式及びその有効期間は、それが授与される国家の法に従って規律される。但し、代理権は、それがアゼルバイジャン共和国の方式規定と一致するとき、方式上無効であると宣告されてはならない。

第一九条 時効期間

一 時効期間は、当該法律関係へ適用されなければならない法が帰属する国家の法に従って規律される。

二 法律関係への参加者の一方がアゼルバイジャン共和国の市民又は法人であるとき、いずれの請求権が時効に
ならないかは、アゼルバイジャン共和国法に従って決定されるものとする。

第四章 物 権

第二〇条 物権的法律関係の準拠外国法のための総則

一 動産及び不動産に対する所有権及び他の絶対的権利は、法律上別段に定められていない限り、目的物が所在
する国家の法に服する。

二 物の可動性又は不可動性及び他の性質決定は、物が所在する国家の法に従って規律される。

第二一条 絶対的権利の成立及び終了

絶対的権利の成立及び終了は、アゼルバイジャン共和国法が別段に定めない限り、物が所在する国家の法に従
って規律される。

第二二条 輸送手段及び運送中の動産に対する絶対的権利

一 輸送手段に対する絶対的権利は、輸送手段が登録されている国家の法に服する。

二 運送中の動産に対する所有権及び他の絶対的権利は、当事者が別段に合意していない限り、物が運送される
国家の法に従って規律される。

第二三条 人の精神的権利

人の精神的権利及びその保護に対しては、当該権利が行使される国家の法が適用されるものとする。

第五章 契約法

第二四条 契約当事者による法選択

一 契約による当事者の権利及び義務の決定、その解釈、履行、不履行、終了、並びに、その不完全履行の効果及びその無効は、契約当事者が選択した国家の法に従って規律される。

二 当事者は契約の全体又は契約の一部分の準拠法を選択することができる。

三 当事者は、とくに契約の最後、及び、その後、常に法選択の合意を行うことができる。当事者は常に準拠法の変更に関する合意を行うこともできる。

四 強行規定の不適用を許容する法の選択は無効とする。

第二五条 法選択の合意の不存在の場合の準拠法の決定

一 当事者の法選択の合意が存在しないとき、次に掲げられた当事者が設立されるか、居住するか、又は、主として労働する国家の法が契約へ適用されるものとする。

a 売買契約の場合には買い主、贈与契約の場合には贈与者

b 賃貸借契約の場合には賃借人又は賃貸人

c 用益権に関する契約の場合には用益権提供者

- d 消費貸借契約の場合には貸し主
 - e 請負契約の場合には請負主
 - f 委任の場合には委任者
 - g 取次契約の場合には取次業者
 - h 寄託契約の場合には受託者
 - i 運送契約の場合には運送業者
 - j 保険契約の場合には保険業者
 - k 担保契約の場合には担保提供者
 - l 保証の場合には保証人
 - m 製品保証の場合には保証人
- 二 契約当事者間に法選択の合意がないときは、第一項の規定に拘わらず、次に掲げる法が適用されるものとする。
- a 不動産に関する契約には、物が所在する国家の法
 - b 共同行為及び建築注文に関する契約には、行為が実行されるか、又は、契約の成果が生ずべき国家の法
 - c 破産手続における競売、又は、取引所において締結される契約には、競売、破産手続又は取引所取引が行われる国家の法

三 本条第一項及び第二項に掲げられていない契約について、当事者が法選択の合意を行わなかったときは、契約が最も密接な関係を呈示する国家の法が適用されるものとする。

四 契約の履行の際、及び、契約の不完全履行に基づいて行われる措置の際には、契約が履行されるべきである国家の法が考慮されるものとする。

第六章 法定債務関係

第二六条 損害賠償請求権の準拠法

物品の取得又はサービス提供の要求に基づき、消費者に帰属する損害賠償請求権は、消費者の選択に従い、次に掲げる国家の法が適用されるものとする。

- a 消費者がその住所を有するか、又は、平常的に居住する国家の法
- b 供給者又はサービス提供者がその本拠又は住所を有する国家の法
- c 消費者が物品を購入したか、又は、サービス提供を要求した国家の法

第二七条 (出典上、法文欠落のため、内容不明)

第二八条 不当利得

- 一 不当利得によって発生している請求権には、利得が生じる国家の法が適用されるものとする。
- 二 別の財産への妨害による不当利得を理由とする訴えには、妨害が生じる国家の法が適用される。不当利得の

概念は、アゼルバイジャン共和国法に従って解釈されるものとする。

第七章 相続権

第二九条 相続権

一 相続権は、被相続人が、その遺言において、その者が有する国籍が帰属する国家の法が適用されるものと宣言しない限り、被相続人がその最後の平常的居所を有した国家の法に従って規律される。

二 無国籍者の場合には、相続権は、その者がその最後の平常的居所を有した国家の法に従って規律される。最後の平常的居所地が探知できないときは、アゼルバイジャン共和国法が適用されるものとする。

第三〇条 遺言

一 遺言は、本法第一七条の要件に加えて、それが以下に掲げられた諸国家のいずれかの法に一致するときのみ有効とする。

a 遺言が作成された国家

b 被相続人が遺言作成の当時又はその死亡の当時滞在した国家

c 遺言に含まれた指定に係る不動産が所在する国家

二 被相続人の遺言能力、国籍及び他の身分的資格、又は、その身分的資格の必要な証明は、方式上有効な遺言の作成について欠くことができない。

〔資料二〕

アゼルバイジャン共和国家族法（二〇〇〇年六月一日発効）

第七章 外国人及び無国籍者との家族的法律関係への家族法の適用

第一四六条

一 アゼルバイジャン共和国における婚姻締結の方式及び要件は、アゼルバイジャン共和国法に従って規律される。

二 アゼルバイジャン共和国の領域における外国人の婚姻締結の要件は、本法典第一二条の要求の考慮の下に、その者の本国法に従って規律される。

三 無国籍者が婚姻を締結することを希望するとき、要件は、その者がその恒常的居所を有する国家の法に従って決定される。

第一四七条

一 アゼルバイジャン共和国外において生活するアゼルバイジャン共和国国民の間の婚姻は、アゼルバイジャン共和国の外交代表部及び領事館により、本法典の諸規定に従って締結されるものとする。

二 アゼルバイジャン共和国における外国の外交代表部又は領事館において締結される外国人の間の婚姻は、ア

ゼルバイジャン共和国において有効に行われる。

第一四八条

一 アゼルバイジャン共和国の領域外において、当該地の規定に従い、アゼルバイジャン共和国国民の間、アゼルバイジャン共和国国民と外国人又は無国籍者との間に締結された婚姻は、本法典第一二条（婚姻障碍）が定める場合でない限り、アゼルバイジャン共和国において有効とされる。

二 アゼルバイジャン共和国の領域外において、外国人の間において、その本国の規定の考慮の下に締結された婚姻は、アゼルバイジャン共和国において承認される。

第一四九条

アゼルバイジャン共和国の領域内又は領域外において締結された婚姻の無効宣告は、本法典第一四六条及び第一四八条に従い、婚姻締結へ適用されるべきである法に従って規律される。

第一五〇条

一 アゼルバイジャン共和国の領域外において、アゼルバイジャン共和国国民と外国人若しくは無国籍者との間、又は、アゼルバイジャン共和国国民の間に締結された婚姻は、アゼルバイジャン共和国においてアゼルバイジャン共和国法に従って解消される。

二 アゼルバイジャン共和国の領域外において生活するアゼルバイジャン共和国国民は、アゼルバイジャン共和国の領域外において生活する夫（妻）と締結された婚姻を、その者の国籍に拘わらず、アゼルバイジャン共和

国裁判所によって解消させることができる。アゼルバイジャン共和国法が権限を有する官庁による婚姻の解消を許すとき、婚姻はアゼルバイジャン共和国の外交代表部又は領事館によっても解消されることができる。

第一五一条

一 夫婦の身分上の無体的な権利及び義務並びに財産的な権利及び義務は、それらの者が共同生活する領域が帰属する国家の法に従って決定される。それらの者が共通の住所を有しないときは、それらの者が最後の共通の住所を有した領域が帰属する国家の法が適用されるものとする。共通の住所を有しない夫婦の身分上の無体的な権利及び義務並びに財産的な権利及び義務は、アゼルバイジャン共和国において、アゼルバイジャン共和国法に従って規律される。

二 夫婦が同一の国籍も共通の住所も有しないときは、それらの者自身が、いずれの法が扶養の合意又は婚姻契約へ適用されなければならないかを裁決することができる。扶養の合意又は婚姻契約に関するかような取決めがない際には、本法典第一五一条第一項が適用されるものとする。

第一五二条

一 子の出生との関連における父子関係（母子関係）の確定、及び、それに関する訴訟提起の際には、その者が保有する国籍が帰属する国家の法が適用されるものとする。

二 アゼルバイジャン共和国における父子関係（母子関係）の確定、及び、それに関する訴訟提起の手続きは、アゼルバイジャン共和国法に従って規律される。アゼルバイジャン共和国法が権限を有する官庁による父子関

係（母子関係）の確定を許し、かつ、子の父母がアゼルバイジャン共和国において生活しないとき、父母の側がアゼルバイジャン共和国国民であるかに拘わらず、その者は、父子関係（母子関係）の確定につき、アゼルバイジャン共和国の外交代表部又は領事館へ請求することができる。

第一五三条

父母及び子の権利及び義務、とくに父母のその子に対する扶養の履行の義務は、それらの者が共同生活する国家の法に従って規律される。父母及び子が共通の住所を有しないとき、父母及び子の権利及び義務は子が保有する国籍が帰属する国家の法に従って決定される。扶養料請求権及び父母と子の間の他の関係へは、原告の要求に基づき、子がその恒常的居所を有する領域が帰属する国家の法が適用されることができる。

第一五四条

家族構成員の扶養義務は、家族が生活する領域が帰属する国家の法に従って決定される。共通の住所を有しない家族の原告は、その者が生活する国家の法に従って扶養を受ける。

第一五五条

一 アゼルバイジャン共和国の領域における外国人又は無国籍者によるアゼルバイジャン共和国国籍を保有する子の養子縁組又は養子縁組の解消は、アゼルバイジャン共和国によって締結された国際法上の条約において別段に定められていない限り、アゼルバイジャン共和国法に従って規律される。

二 アゼルバイジャン共和国の領域における外国人又は無国籍者によるアゼルバイジャン共和国国籍を保有する

子の養子縁組は、養親の本国（その者がその恒常的居所を有する国家）法に従って規律されるときは、その国家法とともに、本法典第一一七条ないし第一一九条及び第一二二条ないし第一二四条が遵守されるものとする。

三 アゼルバイジャン共和国の領域におけるアゼルバイジャン共和国国民による外国国籍を保有する子の養子縁組のためには、法定代理人及び子が保有する国籍が帰属する国家の所轄官庁の承諾、並びに、同国法が定める限り、子自身の同意を必要とする。

四 アゼルバイジャン共和国法及びそれによって締結された国際法上の条約によれば、子の権利が養子縁組によって侵害されるとき、養子縁組は、養親の国籍を考慮することなく、実行されてはならないか、又は、すでに実行されている限り、法律上、元に取り消されるものとする。

五 養親が帰属する国家の所轄官庁によるアゼルバイジャン共和国外に生活する子の養子縁組は、それにつき、アゼルバイジャン共和国において定められた手続きにおける然るべき許可が予め与えられたことを条件として、アゼルバイジャン共和国において有効とされる。

第一五六条

一 外国の家族法規の適用の際、裁判所又は所轄官庁は、同国における実際的適用及び公式的解釈と一致して、その規定の内容を確定するものとする。

二 かような規定の内容の確定の目的のため、裁判所、身分登録官庁及びその他の官庁は、所轄官庁及び他の機

関（専門家）に依頼することができる。

三 当事者は、その請求の根拠付けのため、その者が援用する外国家族法規の内容に関する資料を裁判所及び所轄官庁に提供することができる。

四 外国家族法規の内容が本法典第一五六条第一項ないし第三項によっても確定されることができないときは、アゼルバイジャン共和国法が適用されるものとする。

第一五七条

アゼルバイジャン共和国の法秩序の基本原則に反する外国法規は、アゼルバイジャン共和国において適用されないものとする。その場合には、アゼルバイジャン共和国法が適用される。